

税関に係る事項における協力及び相互支援に関する
公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会（以下個別に「一方」といい、合わせて「双方」という。）は、関税法令違反が、日本及び台湾の経済、財政、社会、文化及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、日本側は財務省、台湾側は財政部（以下「権限のある当局」という。）が有する情報の交換を含む税関に係る事項における更なる協力及び相互支援が、経済、財政、社会及び公共の利益の健全性の確保のため相互に有益であることを認識し、以下の事項を実施するために必要な関係当局の同意を得るよう相互に協力することを合意した。

第1条 定義

この取決めにおいて、

- (a) 「関税法令」とは、いずれかの権限のある当局により適用され、又は執行される税関に係る事項に関する法令であつて、物品の輸入、輸出、積替え、通過、蔵置及び移動に関連し、並びに禁止措置、制限措置及び規制措置を含むその他の税関手続に関連するものをいう。
- (b) 「関税領域」とは、場合に依りて日本又は台湾の関税法令が施行されている区域をいう。
- (c) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

第2条 取決めの範囲

- 1 双方は、この取決めの範囲内において、税関に係る事項における協力及び相互支援が、権限のある当局による関税法令の適正な適用、関税法令違反の防止及び調査並びに関税法令違反への対応に貢献することを確保する。
- 2 双方は、権限のある当局との緊密な協力により、税関手続の簡素化及び調和のための協力を促進する。
- 3 この取決めは、双方により、それぞれの関税領域の法令の範囲内で実施される。

第3条 支援の範囲

- 1 双方は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、並びに関税法令違反に対応するため、権限のある当局にとって必要な情報、特に麻薬、向精神薬及び前駆物質の不正取引に係る情報の交換に関する協力を促進する。情報は、双方により合意され権限のある当局が受入れ可能な方法により交換される。

- 2 権限のある当局にとって必要かつ適当である場合には、双方は、税関当局の職員の専門技術を向上させるため、関税法令、税関実務及び税関手続の経験を有する専門家の交流を促進する。

第4条 要請の連絡

- 1 この取決めに基づく要請は、英語による書面によって行われる。要請には、当該要請の履行に有益と考えられる情報を添付することができる。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面で確認される。
- 2 1の規定に従って行う要請には、次の情報を含めるものとする。
 - (a) 要請する一方が設置された関税領域の権限のある当局の名称
 - (b) 当該要請に関連する手続の種類
 - (c) 当該要請の目的及び理由
 - (d) 当該要請に関係する者の名前及び住所（判明している場合に限る。）
 - (e) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素

第5条 要請の実施

- 1 要請された一方は、要請を履行するため、全ての合理的な措置をとる。
- 2 関税法令違反を構成する物品の不法な輸入及び輸出を阻止するため、双方の権限のある当局が緊急の状況において相互に連絡し、それぞれの法令の範囲内で調整を行うことができるようにすることを目的として、双方は、権限のある当局の連絡先の詳細を交換する。連絡先の詳細の変更は、遅滞なく通報される。

第6条 情報の使用及び秘密性

- 1 この取決めに従って受領した情報は、この取決めの目的のためにのみ使用される。当該情報は、要請する一方が設置された関税領域の権限のある当局にのみ提供される。
- 2 1の後段の規定にかかわらず、要請された一方が事前に別段の通知をする場合を除くほか、受領した情報は、要請する一方が設置された関税領域の他の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、この取決めに定める条件の下で当該情報を使用することができる。
- 3 この取決めに従って受領したあらゆる情報の秘密性については、要請された一方が設

置された関税領域の法令に基づく保護と少なくとも同程度に保持される。当該情報は、要請された一方が設置された関税領域の権限のある当局の事前の同意を得ないで、第三者に開示されない。

- 4 この取決めに従って権限のある当局が受領した情報は、刑事裁判における証拠を含め刑事手続には使用されてはならない。

第7条 例外

- 1 この取決めに基づく支援が、要請された一方が設置された関税領域の経済、財政、社会、公共の利益その他の重大な利益を侵害する場合、産業上、商業上若しくは職業上の秘密の侵害を伴う場合又は要請された一方が設置された関税領域において適用される法令に反する場合には、当該支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。
- 2 支援の要請が相互に履行されない場合には、要請する一方はその事実を明示する。当該要請の履行は、要請された一方の裁量に委ねられる。
- 3 要請された一方は、要請された支援の実施が、要請された一方が設置された関税領域において現に行われている調査、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援の実施を保留し、又は延期することができる。この場合には、一定の条件を付すことにより支援を行う可能性について判断するため、双方の間で協議を行う。
- 4 要請する一方が得る利益に比して要請に応ずるために必要とされる努力が明らかに不均衡であると要請された一方が考える場合には、要請された一方は要請された支援の提供を拒否することができる。
- 5 要請を拒否し、保留し又は延期する場合には、その理由を示さなければならない。
- 6 この取決めに従って要請を行う一方は、要請された一方が要請に応ずる際の関連する資源及び費用負担に考慮を払う。

第8条 費用

- 1 この条の2の規定に従うことを条件として、一方がこの取決めの実施に当たり要する費用は、各自が負担する。
- 2 要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とし、又は必要となる

場合には、双方は、当該要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第9条 効力発生及び終了

この取決めは、署名の日に効力を生ずる。この取決めは、双方の同意により、いつでも修正することができる。いずれの一方も、3か月前に、この取決めを終了させる意思を他方に対し書面によって通告することにより、この取決めを終了させることができる。終了の通告が行われる前に受領した支援の要請については、この取決めに従って実施される。

この取決めは、英語により作成された。

以上の証拠として、公益財団法人日本台湾交流協会の代表及び台湾日本関係協会の代表は、2017年11月22日に東京で、この取決めに署名した。

公益財団法人日本台湾交流協会のために

台湾日本関係協会のために

会長

会長